

第3期保険事業実施計画（データヘルス計画） ～概要版～

宇和島市では、国民健康保険の加入者の医療・健診・介護の現状を分析し、宇和島市の健康課題を明らかにした「保険事業実施計画（データヘルス計画）」を策定しています。

この度、R5年度に第2期計画の最終評価を行い、令和6年度から第3期計画が始まります。



計画の基本的な考え方

法的根拠等

国民健康保険法第82条に基づく保健事業の指針により、保険者が策定・実施・評価するもの（努力義務）とされている。分析には、特定健診結果やレセプトデータを活用する。

目的

健康・医療情報を活用してP D C Aサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を実施することにより、健康寿命の延伸、医療費適正化を図る。

法定計画等との位置づけ

特定健診等実施計画は、データヘルス計画と一体的に策定することとされている。他計画との整合性を図るため、計画期間を令和6年度から11年度の6年間とする。

	健康増進計画 (宇和島市健康づくり推進計画)	データヘルス計画 (保健事業実施計画)	特定健康診査等 実施計画	医療費 適正化計画	医療計画 (地域医療構想含む)	介護保険事業 (支援)計画
法律	健康増進法 第8条、第9条 第6条 健康増進事業実施者(※)	国民健康保険法 第82条 健康保険法 第150条 高確法 第125条	高齢者の医療の確保に 関する法律 第19条	高齢者の医療の確保に 関する法律 第9条	医療法 第30条	介護保険法 第116条、第117条、 第118条
基本的な 指針	厚生労働省 健康局 令和5年4月改正 国民の健康の増進の総合的な 推進を図るための基本的な方針	厚生労働省 保険局 令和5年9月改正 「国民健康保険法に基づく保健事業の 実施等に関する指針の一部改正」	厚生労働省 保険局 令和5年3月改正 特定健康診査及び特定保健指導 の適切かつ有効な実施を図るた めの基本的な指針	厚生労働省 保険局 令和5年7月改正 医療費適正化に関する 施策について基本指針	厚生労働省 医政局 令和5年3月改正 医療提供体制の確保に 関する基本指針	厚生労働省 老健局 令和5年改正予定 介護保険事業に係る 保険給付の円滑な実施 を確保するための 基本的な指針
根拠・期間	法定 令和6～17年(12年)	指針 令和6～11年(6年)	法定 令和6～11年(6年)	法定 令和6～11年(6年)	法定 令和6～11年(6年)	法定 令和6～8年(3年)
計画 策定者	都道府県:義務 市町村:努力義務	医療保険者	医療保険者:義務	都道府県:義務	都道府県:義務	市町村:義務 都道府県:義務

第2期計画（H30～R5年度策定）の考察と第3期における健康課題

1. 第2期計画の目標と評価
目標① 脳血管疾患・虚血性心疾患・糖尿病性腎症の5%減少 目標② 1人当たりの医療費の伸びを抑える ▶ ①は達成したが、②は達成には至らなかった
2. 健康課題の明確化
医療・・・高血圧の有病率が高く、その結果脳血管疾患の医療費割合が高い 健診・・・Ⅱ度高血圧（160/100mmHg）以上の割合が高い 介護・・・脳血管疾患による介護認定者の割合は全世代で高く、特に若い年代で増加
3. 第3期計画の目標
目標①②を成果目標として引き続き取り組んでいく

課題解決するための個別保健事業

1. 重症化予防
生活習慣病の重症化による合併症の発症・進展抑制を目指す ▶ 脳血管疾患・虚血性心疾患・糖尿病性腎症重症化予防等の取組を行う
2. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
地域包括支援センターと連携し引き続き事業を行う
3. 発症予防
乳幼児期からの生活習慣病予防対策を継続して実施する
4. ポピュレーションアプローチ
生活習慣病の重症化による医療費や介護費用等の実態を広く市民へ周知していく

第3期計画の評価・見直し

令和8年度に中間評価、令和11年度に最終評価および次期計画を策定

